

米政策に対する意見

令和3年11月10日

公益社団法人 日本農業法人協会

私たち、日本農業法人協会の会員は、平成30年産から行政による生産数量目標配分が廃止されたことを受け、国の政策の趣旨を踏まえて、日本の米生産をリードする生産者としての矜持を持ち、「需要に応じた生産」を行っています。

具体的には、生産者自らの経営判断により、実需者・消費者への販路を開拓・拡大し、播種前に事前契約・複数年契約を行うなど、しっかりと販路を確保したうえで米の生産に取り組んでいます。

併せて、地域の担い手農業者として、個人農業者や兼業農家と協調しながら需要に応える輸出用米や食用の麦・大豆等の作付転換に取り組み、効率的な水田フル活用を実践しています。

令和3年産は、新型コロナウイルス感染症の拡大による米需要の減退、また、全農による概算金の大幅な引き下げによる影響により、取引価格が下落したことから、上記のことを踏まえ、当協会としては、下記のとおり考え、行動してまいりますので、自ら営業努力をし、「需要に応じた生産」にしっかりと取り組む生産者がそのしわ寄せを受けることがないように、ご検討・ご支援方よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 当協会は、平成30年産以前に戻るような、国・都道府県等の行政配分による生産調整には反対します。

特に、販路を有し、販売の見通しがあるものについて、生産抑制を強要するようなことはあってはならないと考えます。

- (2) 当協会は、生産調整はそれぞれの生産者がその販路・販売状況を踏まえて判断すべきものであると考えます。

このため、集荷業者・団体を通じて販売する生産者においても「需要に応じた生産」を強く意識し、自己の経営判断に基づく生産活動に責任を持って米の生産に取り組むよう、関係機関及び生産者に啓発することを国に要請します。

また、生産者は集荷業者・団体を通じて販売する場合、米の販路・販売状況に関する情報を集荷業者・団体に求め、集荷業者・団体は、その情報を生産者に明確に伝える必要があると考えます。

- (3) 各地域の地域農業再生協議会においては、それぞれの生産者又は集荷業者・団体が令和3年産の生産状況・売れ残りの見通し、令和4年産の販売の見通しなどを明確に示したうえで、公正かつ活発な議論を行う必要があります。

このため、地域農業再生協議会を構成するメンバーそれぞれが適切な対応を行うことを前提に、当協会としても協会会員に対し、適切な対応を行うように要請します。

なお、令和3年産の在庫量や令和4年産の事前契約に基づき、兼業農家等の生産者も「需要に応じた生産」に確実に取り組むことを関係機関に対し徹底させることを国に要請します。

- (4) 当協会は、米問題について重要なことは、国民に対する食糧の安定供給及び農業者の所得を確保することであり、生産コストと流通コストの削減が極めて重要であると考えます。

そのため、農地の集積・集約化を本格的に進めるとともに、再生産可能な生産資材価格の国際価格への引き下げ、実需者・消費者への直接販売の拡大に農業関係者が真剣に取り組むことが必要であると考えます。

具体的には、「農業競争力強化プログラム」の流通・加工の構造改革に記載のある、米の価格形成に大きな影響を及ぼす「委託販売」からリスクを負った「買取販売」へのさらなる転換を集荷業者・団体に求めるとともに、価格政策ではなく、生産者の所得向上につながる実需者・消費者への直接販売を中心とする流通・加工構造のさらなる改革を国に要請します。

- (5) 当協会会員は、積極的に米の輸出に取り組みます。しかし、輸出への取り組みは、農業者・産地ごとでは、安売り競争になるため、オールジャパンの体制を構築する必要があると考えます。

- (6) 当協会は協会会員に対し、価格変動に対処できるよう、収入保険などのセーフティネットへ加入するよう要請します。

- (7) 人口減少などに伴い、米の需要が減退するなか、「需要に応じた生産」にしっかりと取り組むことが重要であると考えます。

したがって、行政による生産数量目標配分が廃止された平成30年以降、各地域の地域農業再生協議会や集荷団体において、需要に応じた生産やこれに基づいた集荷がしっかりと行われていたか否かの検証を国に要請します。

- (8) 作付転換において、飼料用米への作付転換は大きな国民負担を伴うため、地域の実情を勘案しながら、海外需要に応える輸出用米や国内需要に応える食用の麦・大豆、野菜などへの転換を優先して検討、取り組むことが必要であると考えます。このことを関係機関に対し徹底するよう国に要請するとともに、輸出米や麦・大豆、野菜などの生産に前向きに取り組む生産者や産地に対し、「水田リノベーション事業」による支援をお願いします。

以上